



# 法学セミナー 憲法

トピックス	TOP	MPD
S+A	1・2	1・2
論文	1	1

## 幸福追求権

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする（憲法13条）。

### 幸福追求権の意義

#### ① 意義

憲法13条は、個人の尊重とともに生命、自由及び幸福追求に対する権利を定めている。この生命、自由及び幸福追求に対する権利を幸福追求権という。

幸福追求権

個人の尊重

+

生命、自由及び幸福追求に対する権利

#### ② 性格

今日では、憲法に定められた個別的な人権の列举に含まれていないにもかかわらず、人権として保障する必要が高い利益の根拠（包括的人権）になるとされている。

#### 【憲法13条の性格】

考え方	性質	内容	判例
抽象的権利説	抽象的な権利	民法709条（不法行為）等の他の法令の規定による補充を受けて、具体的権利となる。	×
具体的権利説	具体的な権利	憲法13条自体が具体的権利である。	○



この憲法13条の性格についての考え方には、抽象的権利説と具体的権利説の2つの説がありますが、判例は具体的権利説を採用しています。

#### ③ 具体的権利説による定義

憲法の幸福追求権自体が、具体的な内容を持つた法的権利であるとする見解である。

具体的権利説の代表的な見解では、幸福追求権を個人の尊重に直結した権利として、人間が一個の人格として存在していくために必要不可欠な権利と定義している。

### 限界

#### ① 保障の範囲

幸福追求権として保障される利益は、多岐にわたる可能性がある。

#### ② 制約

幸福追求権も絶対無制約のものではなく、憲法13条が明記するとおり「公共の福祉」による制約を受ける。

だが、幸福追求権が個人の尊重に直結した人格的利益に関わるものであることからすれば、政策的制約は許されず、内在的制約のみ許容されるというべきである。

#### 【公共の福祉による制約】

人権の制約原理	人権制限の基本基準
内在的制約（自由国家的公共の福祉）	厳格な審査基準
政策的制約（社会国家的公共の福祉）	緩やかな審査基準

※内在的制約では、規制等の程度・手段が必要最小限度であれば許される。

※政策的制約では、規制等が著しく不合理であることが明白でなければ許される。

### 具体的内容

#### 判例で認められた（言及された）幸福追求権

- ① 肖像権（最判昭44.12.24）
- ② 名誉権（最判昭61.6.11）
- ③ プライバシー権（最判平15.9.12）
- ④ パブリシティ権（最判平24.2.2）
- ⑤ 指紋押捺を強制されない自由（最判平7.12.15）
- ⑥ 喫煙の自由（最判昭45.9.16）





# マンガでTRY 法学論文 刑 法

TOPの論文 4、TOP・MPDの論文 3とリンク！



## 不真正不作為犯

甲女は、実子であるAと内縁の関係にある乙男と3人で暮らしていた。乙男は、日頃からしつけと称してAに暴力を振るっていたが、甲女は見て見ぬふりをしていた。

ある晩、甲女は就寝中、Aの泣き声で目をさまし、居間に行くと、乙男がAを殴打していた。甲女は、いつものことだろうと思いその場を離れ、翌朝になって居間の状況を見に行ったが、Aは泣かなくなりぐったりしていた。甲女は救急車を呼んだがAは死亡した。



甲女、乙男のそれぞれの刑責について述べなさい(乙男に殺意はなかった)。



解答・解説は次ページで ➔